

○上越教育大学海外との研究交流事業の選考に関する方針

(平成28年3月1日学長裁定)

最終改正 平成28年12月22日

(趣旨)

- 1 この方針は、上越教育大学（以下「本学」という。）における社会のグローバル化に対応した教員養成の在り方に係る機能強化の推進に資することを目的として、教員（教授，准教授，講師及び助教をいい，特任教員を除く。以下同じ。）の海外派遣又は海外の研究者の本学への招へい等による海外との研究交流事業（以下「交流事業」という。）を推進するため，採択する交流事業の選考に関し必要な事項を定める。

(対象となる交流事業)

- 2 対象となる交流事業は，本学における教員養成の機能強化に，交流事業により得られる成果等の還元が期待される内容であり，次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 交流協定締結校等との研究者交流（派遣又は招へい）で期間が1週間から1月程度までのもの
 - (2) 新たな交流協定校の開拓が期待されるもの
 - (3) 本学若手の教員（募集年度の4月1日現在で原則40歳以下の者）が海外で実施される国際的な会議又は学会（以下「国際会議等」という。）に参加するもの
 - (4) その他学長が必要と認めたもの

(選考)

- 3 交流事業の選考は，申請件数にかかわらず国際交流推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）が行い，学長が決定する。

(選考の基準)

- 4 委員会は，次の各号に掲げる基準を基に，予算及び応募の総件数並びに交流事業により得られる効果等に配慮し，選考する。

- (1) 研究者交流（派遣又は招へい）

ア 交流協定締結校との交流又は新たな交流協定校の開拓が期待される交流を優先する。

イ 過去5年間の採択状況（直近の採択からの経過年数，採択回数等）を踏まえ，採択回数の少ない者を優先する。

ウ 派遣先において研究発表又は講演等を行う者を優先する。

- (2) 国際会議等への参加

ア 過去5年間の採択状況（直近の採択からの経過年数，採択回数等）を踏まえ，採択回数の少ない者を優先する。

イ 国際会議等での発表のある者を優先する。この場合において，交流協定締結校における発表のある者を優先する。

(委員が申請した場合の取扱い)

- 5 委員会の委員が交流事業に申請した場合は，当該委員は選考に関する審議から外れるものとする。

(採択した交流事業への支援)

- 6 採択した交流事業には、海外派遣又は本学招へい等に要する旅費（日本国内旅費、航空運賃及び滞在費とする。）の一部又は全部を支給する。

(採択した交流事業の所掌)

- 7 採択した交流事業は、委員会が所掌する。

附 則

この方針は、平成28年4月1日から実施し、平成28年度交流事業の募集から適用する。

附 則（平成28年12月22日）

この方針は、平成29年4月1日から実施し、平成29年度交流事業の募集から適用する。